

通所介護サービス

料金表（日額）

1、介護保険適用分

下記の利用者負担割合に応じた料金表により、利用料をお支払い下さい。

① 利用者負担割合 1割

要介護度		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基本分	金額	6,550円	7,730円	8,960円	10,180円	11,420円
	利用者負担	655円	773円	896円	1,018円	1,142円
入浴介助		400円（利用者負担40円）対象者のみ				
サービス提供体制強化加算Ⅰ		220円（利用者負担22円）				

※ 利用料の合計金額に、介護職員処遇改善加算(1)として5.9%が加算されています。

※ 利用料の合計金額に、介護職員等特定処遇改善加算(1)として1.2%が加算されています。

② 利用者負担割合 2割

要介護度		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基本分	金額	6,550円	7,730円	8,960円	10,180円	11,420円
	利用者負担	1,310円	1,546円	1,792円	2,036円	2,284円
入浴介助		400円（利用者負担80円）対象者のみ				
サービス提供体制強化加算Ⅰ		220円（利用者負担44円）				

NO 8

※ 利用料の合計金額に、介護職員処遇改善加算(1)として5.9%が加算されています。

※ 利用料の合計金額に、介護職員等特定処遇改善加算(1)として1.2%が加算されています。

③ 利用者負担割合 3割

要介護度		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
基本分	金額	6,550円	7,730円	8,960円	10,180円	11,420円
	利用者負担	1,965円	2,319円	2,688円	3,054円	3,426円
入浴介助		400円（利用者負担120円）対象者のみ				
サービス提供体制強化加算Ⅰ		220円（利用者負担66円）				

※ 利用料の合計金額に、介護職員処遇改善加算(1)として5.9%が加算されています。

※ 利用料の合計金額に、介護職員等特定処遇改善加算(1)として1.2%が加算されています。

☆ 個別機能訓練加算Ⅰを利用される方は、一日につき560円(利用者負担一割56円・二割112円・三割168円)が加算されます。

2、介護保険適用外

食費	550円（一食）
オムツ代	実費

◎ 高額介護サービス費の制度

一ヶ月当たりの上限額を上回る利用料が後日払い戻しされます。

区 分	上限額
生活保護受給者	15,000円 (世帯)
住民税非課税で老齢福祉年金受給者及び会計所得金額と公的年金等の収入額の合計が80万以下の方	15,000円 (個人) 24,600円 (世帯)
住民税非課税で合計所得金額と公的年金等の及び収入額の合計が80万超の方	15,000円 (個人) 24,600円 (世帯)
市町村民税 ～ 課税所得 380万未満	44,400円 (世帯)
課税所得 380万 ～ 課税所得 690万未満	93,000円 (世帯)
課税所得 690万 以上	140,100円 (世帯)

総合支援事業

① 通所介護相当サービス

利用者負担割合 1割		週一回	週二回
介護度		要支援 1	要支援 2
基本利用料	全 額	16,720円	34,280円
	利用者負担	1,672円	3,428円
サービス提供体制強化加算(1)		880円 (利用者負担 88円)	1,760円 (利用者負担 176円)

NO 9

利用者負担割合 2割		週一回	週二回
介護度		要支援 1	要支援 2
基本利用料	全 額	16,720円	34,280円
	利用者負担	3,334円	6,856円
サービス提供体制強化加算(1)		880円 (利用者負担 176円)	1,760円 (利用者負担 352円)

利用者負担割合 3割		週一回	週二回
介護度		要支援 1	要支援 2
基本利用料	全 額	16,720円	34,280円
	利用者負担	5,016円	10,284円
サービス提供体制強化加算(1)		880円 (利用者負担 264円)	1,760円 (利用者負担 528円)

※ 利用料の合計金額に、介護職員処遇改善加算(1)として5.9%が加算されてます。

※ 利用料の合計金額に、介護職員等特定処遇改善加算(1)として1.2%が加算されてます。

※ 食事代 一回 550円

② 通所型サービス A-①

利用者負担割合 1割 週一回

介護度		要支援1・事業対象者	要支援2・事業対象者
基本利用料	全額	13,380円	13,380円
	利用者負担	1,388円	1,388円
サービス提供体制強化加算(1)		880円	880円
		(利用者負担 88円)	(利用者負担 88円)

利用者負担割合 2割 週一回

介護度		要支援1・事業対象者	要支援2・事業対象者
基本利用料	全額	13,380円	13,380円
	利用者負担	1,388円	1,388円
サービス提供体制強化加算(1)		880円	880円
		(利用者負担 176円)	(利用者負担 176円)

利用者負担割合 3割 週一回

介護度		要支援1・2・事業対象者	要支援2・事業対象者
基本利用料	全額	13,380円	13,380円
	利用者負担	1,388円	1,388円
サービス提供体制強化加算(1)		880円	880円
		(利用者負担 264円)	(利用者負担 264円)

NO 10

※ 利用料の合計金額に、介護職員処遇改善加算(1)として5.9%が加算されてます。

※ 利用料の合計金額に、介護職員等特定処遇改善加算(1)として1.2%が加算されてます。

※ 食事代 一回 550円

◎ 高額介護サービス費の制度

一ヶ月当たりの上限額を上回る利用料が後日払い戻されます。

区 分	上限額
生活保護受給者	15,000円 (世帯)
住民税非課税で老齢福祉年金受給者及び会計所得金額 と公的年金等の収入額の合計が80万以下の方	15,000円 (個人) 24,600円 (世帯)
住民税非課税で合計所得金額と公的年金等の及び収入額 の合計が80万超の方	15,000円 (個人) 24,600円 (世帯)
市町村民税 ～ 課税所得 380万未満	44,400円 (世帯)
課税所得 380万 ～ 課税所得 690万未満	93,000円 (世帯)
課税所得 690万 以上	140,100円 (世帯)